平成２３年（フ）第３０号
高知県香南市赤岡町５番地２　市営住宅曙団地67号
債務者　甲藤　久美
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２１号
福岡県八女郡広川町大字一條982番地８　ソレイユハイツ102号
債務者　久保田祐子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第２２号
福岡県八女市平田321番地１　川口アパート207号
債務者　木下　行男
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第３０２号
北九州市八幡西区大平１丁目10番３―202号
債務者　比嘉　清子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３２８号
北九州市八幡西区友田１丁目３番15―203号
債務者　近藤　　歩
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３６３号
北九州市小倉南区横代東町３丁目２番60号
債務者　吉川俊太郎
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３６４号
北九州市小倉南区横代東町３丁目２番60号
債務者　吉川　秀子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１３９号
大分市錦町１丁目７番18号　カルフール錦町105
債務者　孔井　篤志
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１４３号
大分市竹下２丁目５番40号　Ｒ―45番館107
債務者　今木加代子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１５０号
大分市大手町１丁目２番５号　三和コーポ大手町ＮＯ13―416号、住民票上の住所大分県豊後高田市中真玉2555番地
債務者　井口　朝美
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１５１号
大分市望みが丘20番地の14
債務者　安達　英子（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１５８号
大分県別府市大字北石垣1187番地の４　ロフティ春木Ｃ館703号
債務者　大谷　　雪
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１６５号
大分市敷戸新町３番４―303号
債務者　橋村小百合
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１６９号
大分県別府市石垣東７丁目１番36―302号　浜田海産ビル
債務者　濱田奈津子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１７５号
大分県臼杵市大字戸室449番地の23
債務者　坂本　麻美
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１８３号
大分市萩原４丁目３番３号　Ｋ’ｓアパート102号、住民票上の住所宮崎市大塚町地蔵田4651番地　県営住宅Ａ５棟313号
債務者　渡部　香子（旧姓糸永）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１８８号
大分市大在北３丁目２番１Ａ１―13号
債務者　又部美恵子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係